



2021年2月26日

各位

会社名 株式会社ディー・ディー・エス  
代表者 代表取締役会長 三吉野 健滋  
(東証マザーズ・コード番号 3782)  
問合せ先 経営管理部長 小野寺 光広  
電話番号 052-955-5720  
(URL <http://www.dds.co.jp>)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備及び当該不備事項の解消に関するお知らせ

当社は、2021年3月下旬に提出予定の2020年12月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当該不備は現時点において解消されていることも併せてお知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、内部統制の評価において経営管理部門長が内部監査人を兼任することとなっております。そのため、自己レビュー防止の観点から、兼任部門に対する内部統制の評価の際には被監査部門とは別の人員を選定し独立性を担保しておりました。しかしながら、当年度において経営管理部門の内部統制の評価にあたり適材人員の不足等から経営管理部門長自身が評価を実施しておりました。

その結果、内部監査人としてのモニタリング機能の著しい低下を招くこととなり、全社的な内部統制のうち独立的モニタリングに内部統制の整備上の不備があるものと判断いたしました。

当社は、当該事実の質的重要性を考慮した結果、上記の不備は財務報告に重要な影響を及ぼすものであり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

当事業年度末日までには是正されなかった理由は、当社内における適材人員の不足により適時に内部統制の評価体制を構築できなかったことによるものです。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を改めて認識しており、上記の開示すべき重要な不備につき是正措置を策定し推進いたします。

- ① 当社内部の組織として内部監査室の新設
- ② 専任の内部監査室長を外部より登用
- ③ 新たに就任する内部監査室長のもと、独立的モニタリング機能の回復

4. 開示すべき重要な不備の是正結果

当社は、「1. 開示すべき重要な不備の内容」に記載された開示すべき重要な不備について、当事業年度末日後、適時開示公表日までに「3. 開示すべき重要な不備の是正方針」に基づく以下の是正措置を実施した

結果、当該不備は解消しております。

また、新たに設置した内部監査室及び専任内部監査室長の体制のもと、今後は独立的モニタリング機能を発揮することで内部統制の強化を図っていきます。

5. 財務諸表及び連結財務諸表に与える影響

上記、開示すべき重要な不備に該当する項目の再評価を実施した結果、財務報告に重要な影響はありません。

6. 財務諸表及び連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上